

# iConnect サービス利用規約

2023年10月1日 株式会社イチカワ DX推進室  
(情報システム部門)

## (本規約の範囲)

- 第1条 1. 本規約は、株式会社イチカワ（以下、“運営会社”という。）が提供する iConnect サービス（以下、“EDI サービス”という。）を利用する企業の利用方法および利用企業の義務等について定める。別段の定めなき場合、本規約は EDI サービスの利用に遍く適用される。
2. 運営会社が EDI サービスの円滑な運営等を図るために必要に応じて利用企業に対して随時通知する EDI サービスの利用に関する細則・諸規定・マニュアル・説明書等（以下、“細則等”という。）は、本規約の一部を構成し、利用企業は、かかる細則等に定める義務を負う。
3. 運営会社が本規約・細則等の改訂・変更を為した場合、その通知もしくは公告を運営会社がインターネット上の EDI サービス Web サイト中の利用企業用ページ（以下、“EDI サービスページ”という。）等、運営会社の選択する方法で発信もしくは公開した時点より効力を生じるものとする。

## (定義)

- 第2条 1. 本規約上、以下の各用語の意味は次のとおりである。
- (1) 希望企業とは EDI サービスの利用を希望する企業を意味する
- (2) 利用企業とは第4条で承認された運営会社と取引のある、もしくは取引予定のある取引先企業を意味する
- (3) アカウントとは、EDI サービスに含まれる各サービスのために使用する、利用企業内の利用者を表象・識別するための、運営会社の定める仕様に従った文字、数字もしくは記号の列（サービスによってユーザ ID、統一企業コード等と称する）を意味する

## (利用資格)

- 第3条 1. EDI サービスは、運営会社が別途承認しない限り、日本国内に法人登記している会社のみ利用できるものとする。
2. 前項を満たさない者が第4条に定める登録手続を行った場合、EDI サービス利用の申込とはみなされない。

## (登録手続きおよび承認)

- 第4条 1. EDI サービスの利用の申込は、希望企業が次のすべてを為すことによって行うものとする。
- (1) 本規約に同意する旨の意思表示
- (2) 運営会社が別途定める様式の申込書に必要事項を記入し、当該申込書を運営会社または運営会社が指定する者へ送付すること、もしくは、運営会社が別途定める事項を運営会社または運営会社が指定する者へ通知すること
2. 利用企業は、前項（2）号に定める申込を行った場合、前項（1）号の意思表示を行ったものとみなされる。
3. 希望企業は、前項の申込に対して運営会社が承諾を行い、運営会社が指定した各種手順・設定を行ったことを運営会社または運営会社が指定する者から通知された時点で、EDI サービスを利用できるものとする。本条に基づき運営会社が EDI サービスの利用を認めた企業を利用企業という。ただし、運営会社が特に認めた場合は、上記手続きの有無に係わらず利用企業とみなすことがある。

## (登録申込の不承諾)

- 第5条 1. 運営会社は、審査の結果、希望企業が以下のいずれかに該当することが判明した場合、当該希望企業の申込を承諾しないことができるものとする。
- (1) 希望企業が実在しないこと
- (2) 過去に本規約の違反等により利用企業登録を抹消されたことがあること
- (3) 本規約第4条1項に定める要件の不備、もしくは、申込書記載事項または通知事項における虚偽、誤謬、または遗漏があったこと
- (4) 過去に EDI サービスの利用において義務の不履行があったこと
- (5) 当該希望企業が支払停止もしくはそれに準ずる状況その他当該希望企業の業務を正常に遂行し得ない状態にあること
- (6) 運営会社の業務の遂行上または技術上支障があるとき
- (7) その他、運営会社が不適切と判断したとき
2. 運営会社は、前条にしたがって希望企業の申込を承諾した後であっても、希望企業が EDI サービスを利用する事が不適切であることが判明した場合、当該希望企業の登録を取り消すことができるものとする。

## (登録事項の変更)

- 第6条 1. 希望企業および利用企業は、EDI サービス利用申込登録事項に変更が生じた場合には、速やかに運営会社所定の手続に従って、変更内容を運営会社に連絡しなければならない。

## (アカウント管理)

- 第7条 1. 利用企業は、アカウントを適正に管理する義務を負う。
2. 利用企業は、アカウントを第三者（利用企業が正当に権限を与えた従業員等を除く。）に利用させたり、貸与、譲渡等を行ったりしてはならない。
3. 前2項に反して発生した損害に対する責任は利用企業が負うものとする。
4. 利用企業は、アカウントが盗まれた場合、または第三者による不正使用が判明した場合、直ちに運営会社へ連絡すると共に、運営会社からの指示に従うものとする。

## (禁止行為)

- 第8条 1. 利用企業は、EDI サービスに関して、次の各号に定める行為を行なってはならない。
- (1) 本規約もしくは EDI サービスの利用に関して、運営会社または他の利用企業から開示もしくは貸与を受

- け、または受領した、情報、ソフトウェア、ツール、アカウントもしくはその他の資料を、第三者（他の利用企業を含む）に開示、転貸、または供与すること
- (2) 他の利用企業のアカウントを使用すること
  - (3) 第三者に損失または損害を与えるような行為を行うこと
  - (4) 運営会社、または第三者の知的所有権（特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、著作権等の知的財産権、その他ノウハウをいう）、その他の権利を侵害する行為
  - (5) 謹謹、中傷、わいせつ等の公序良俗、その他法令等に違反する行為
  - (6) 事実に反する情報を提供すること
  - (7) EDI サービスシステムの正常な動作を阻害する行為
  - (8) EDI サービスを通じて提供される情報を改ざんする行為
  - (9) EDI サービスシステムをリバースエンジニアリングする行為
  - (10) 運営会社の承認なく、EDI サービスを通じまたは EDI サービスに関連して EDI サービスの利用目的以外の営利を目的とする活動を行うこと
  - (11) 他の利用企業または第三者の個人情報やプライバシーを侵害する行為
  - (12) その他、運営会社が不適切と判断する行為

#### （機密保持）

- 第9条 1. 利用企業は、運営会社の事前の書面による承認を得なければ、EDI サービスを通じて入手した運営会社および他の利用企業の秘密と明記された情報を第三者に漏洩してはならない。ただし、個人情報以外の情報で次の各号のいずれかに該当する情報は本条に定める機密保持対象情報から除くものとする。
- (1) 知得した時に既に公知公用であったもの
  - (2) 知得した時に既に所有していたもので、かかる事実が立証できるもの
  - (3) 知得した後、自己の責に帰すべからざる事由により、公知または公用となったもの
  - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わずに入手したもの

#### （反社会的勢力の排除）

- 第10条 1. 利用企業は、利用企業及び利用企業の履行補助者（委託業務遂行のために利用する者をいい、個人か法人かを問わない。法定の基準に従い再委託した者を含む。以下、同じ。）が、現時点及び将来にわたって、次の各号の一に該当しないことを確約する。
- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準じる者（以下、あわせて“反社会的勢力”という。）であること
  - (2) 反社会的勢力が、実質的に経営を支配したまは経営に関与していること
  - (3) 反社会的勢力を利用していること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
  - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
2. 利用企業は、利用企業および利用企業の履行補助者が、自らまたは第三者を利用して、運営会社または運営会社の関係者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、運営会社の信用を毀損したまは運営会社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為をしないことを確約する。
3. 利用企業は、利用企業および利用企業の履行補助者が反社会的勢力による不当要求または業務妨害（以下、“不当介入”という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、または履行補助者をして断固としてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに運営会社にこれを報告し、運営会社の捜査機関への通報に必要な協力をを行うものとする。
4. 利用企業は、利用企業の履行補助者が第1項または第2項に該当することが判明した場合には、直ちに当該履行補助者との間の契約を解除し、または契約解除のための措置をとるものとする。
5. 利用企業が前4項のいずれかに違反した場合には、運営会社は何らの通知、催告を要せず、直ちに原契約及び個別契約の全部または一部を解除することができる。
6. 運営会社が前項の定めにより、原契約の全部または一部を解除した場合には、利用企業に損害が生じても一切これを賠償せず、また、かかる解除により運営会社に損害が生じたときは、利用企業はその損害を賠償するものとする。
7. 原契約またはこれに付随する覚書に“暴力団等の排除”またはこれに類似する定めがある場合、本条がその定めに優先する。

#### （法令、規格等の遵守）

- 第11条 1. 利用企業は、EDI サービスの利用において、個人情報保護法をはじめとする国内外の関係する法令・規格等を遵守するものとする。
2. 利用企業は、EDI サービスの利用において、“外国為替および外国貿易法”、“輸出貿易管理令”、“外国為替令”およびこれらに係る省令ならびに“米国輸出管理法および同規則”を含む各国の輸出管理関連法令を遵守するものとする。

#### （EDI サービスの内容、利用方法および手順等）

- 第12条 1. EDI サービスの内容、利用方法および手順等については、運営会社が別途定める細則等によるものとする。
2. 運営会社は、利用企業への事前通知なくして EDI サービスの内容（サービスの種類、サービスの機能仕様およびマニュアルの内容等を含む）、利用方法および手順等を変更することができるものとする。

#### （EDI サービスの一時的な中断）

- 第13条 1. 運営会社は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、利用企業に通知することなく、一時的に EDI サービスを中断することができる。

- (1) EDI サービスのシステム保守を定期的にまたは緊急に行う場合。ただし、運営会社は、定期的な保守については、EDI サービス中断予定日より 2 週間以上前に EDI サービスページ等、運営会社の選択する方法で中断予定日を発信もしくは公開するものとする
- (2) 火災、停電等により EDI サービスシステムを正常に稼動させることができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により EDI サービスシステムを正常に稼動させることができなくなった場合
- (4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により EDI サービスシステムを正常に稼動させることができなくなった場合
- (5) その他、運用上または技術上運営会社が EDI サービスの一時的中断が必要と判断した場合

#### (EDI サービスの中止)

第 14 条 1. EDI サービスは、中止日の 1 ヶ月前までに、運営会社が EDI サービスページ上の掲示、その他の手段で通知することにより、その全部または一部が中止されるものとする。

#### (EDI サービスの利用料金)

第 15 条 1. EDI サービスの利用料金は、無償とする。

#### (EDI サービスの利用期間)

第 16 条 1. EDI サービスの利用期間は、利用開始日から 1 年間とし、終了日の 30 日前までに運営会社または利用企業のいずれかが解除の通知をしない限り、さらに 1 年間延長されるものとし、その後も同様とする。  
2. 利用企業が EDI サービスの利用を継続することが不都合であると判断した場合、または運営会社が EDI サービスの提供を継続することが不都合であると判断した場合、利用企業または運営会社は相手方に書面によりその旨を通知し、EDI サービスを継続することについて協議し解決するものとする。

#### (免責および不保証)

第 17 条 1. 運営会社は、原因・理由の如何を問わず、EDI サービスに関して利用企業または第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。  
2. 運営会社は、利用企業が EDI サービスの利用を通じて得た情報等の正確性、特定の目的への適合性等について、一切保証しないものとする。また、これらの情報等に起因して生じた損害に対しても、一切の責任を負わないものとする。  
3. EDI サービスに起因して、利用企業同士の、または利用企業と第三者の紛争が生じた場合は、利用企業は、自己の費用と責任においてそれを解決するものとし、運営会社に損害を与えないものとする。

#### (損害賠償)

第 18 条 1. 利用企業が本規約に違反した場合、違反にかかる全ての責任を当該利用企業が負うものとする。  
2. 利用企業の本規約違反、その他利用企業の行為に起因して運営会社に損害が生じた場合、利用企業は運営会社に対してかかる損害を賠償するものとする。

#### (登録の抹消)

第 19 条 1. 利用企業が次の各号のいずれかに該当した場合には、運営会社は直ちに当該利用企業の登録を抹消することができる。  
(1) 本規約に違反したとき  
(2) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは会社整理開始の申立てがあったとき、または清算手続に入ったとき  
(3) 前項の他、支払停止、手形交換所取引停止またはこれに準ずるものと判断されるとき  
(4) EDI サービスに利用企業登録したにもかかわらず、利用企業が EDI サービスを利用することが可能となつた日、または最後に EDI サービスを利用した日から 3 ヶ月間 EDI サービスを利用しなかったとき  
(5) 利用企業から脱会の申し入れが運営会社にあったとき  
(6) 上記の他、運営会社が利用企業の登録抹消が妥当であると判断したとき

#### (存続条項)

第 20 条 1. 第 7 条（アカウント管理）、第 8 条（禁止行為）、第 9 条（機密保持）、第 10 条（反社会的勢力の排除）、第 11 条（法令、規格等の遵守）、第 17 条（免責および不保証）、第 18 条（損害賠償）、第 21 条（準拠法）、第 22 条（協議事項）、第 23 条（管轄裁判所）および本条の条項は、利用企業としての登録抹消後も、その効力は存続する。

#### (準拠法)

第 21 条 1. 本規約は、日本法に基づき解釈される。

#### (協議事項)

第 22 条 1. 本規約および別途定める細則等に定めのない事項および疑義のある事項、ならびに、本規約に関して発生する紛争は、運営会社、利用企業双方協議して解決するものとする。

#### (管轄裁判所)

第 23 条 1. 前条に基づく協議が整わない場合の紛争解決、および本規約に関する事項全般に関する第一審の専属管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

---

#### 改訂履歴

2023 年 10 月 1 日 初版